

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	705時間	240時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.ageons.jp/guide/syllabus.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p>教職員による自己評価（学校運営評価）及び学生による授業アンケート結果に反映されている数値・意見等を踏まえて、教育活動及び学校運営に関する改善策等の提言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 本校の学校の自己評価・自己評価結果について ② 財務状況について ③ 本校の教育活動等に対する助言、意見、要望等 ・ 構成員の定数 5名とする。 ・ 構成員の選任 次に掲げる区分から、校長が指名する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 養成教育に関わる臨地実習施設関係者 1人 ② 本校卒業生代表 1人 ③ 教育に関し知見を有する者 2人 ④ その他校長が必要と認める者 1人 <p>委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
実習施設医院 院長	2020. 2. 1～2021. 3. 31	実習施設指導者
病院勤務 看護部長	2020. 2. 1～2021. 3. 31	卒業生代表（同窓会役員）
学校運営経験者	2020. 2. 1～2021. 3. 31	教育行政、公立中学校長・私立高校副校長経験者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5～7月 次年度の授業計画について 校長、副校長、事務長、教務主任が学校運営会議で前年度の結果を踏まえて検討する。 ・ 12月～翌年1月 領域担当教員が各領域の授業計画を検討する。 ・ 2～3月 全教員が次年度の授業計画を見直して編成を行う。 ・ 2～3月 授業計画の方針に沿って各科目担当者が授業計画案の作成を行う。 ・ 4月初旬 入学時に「教育課程」(シラバス)を学生に配布。ガイダンスで周知。ホームページに公表。 	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>https://www.ageons.jp/guide/syllabus.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の学修成果の評価は、教育課程に記載している評価方法、筆記試験・課題レポート・成果物・発表内容・研究計画書などで行う。 ・ 学修成果の評価は学則第 13 条 (単位の認定) <ul style="list-style-type: none"> 諸規定の 2 に「単位認定に関する規定」として定める。 ・ 「単位認定に関する規定」第 6 条 (受験資格) <ul style="list-style-type: none"> 出席時間が、当該科目の 3 分の 2 以上であること。 ・ 「単位認定に関する規定」第 7 条 (合格基準) <ul style="list-style-type: none"> 試験成績は 100 点で評価 <ul style="list-style-type: none"> A (85 点以上) B (70 点以上 85 点未満) C (60 点以上 70 点未満) D (60 点未満) の 4 段階として A、B、C を合格とする。 ・ 試験の未受験者について <ul style="list-style-type: none"> 追試験を、試験の不合格者に対しては 1 回に限り再試験を認める。 ・ 翌年度 5 月に単位認定会議、最終学年は 1 月に卒業認定会議をひらき、上記の成績結果により単位認定を行う。 ・ 1 年・2 年は単位認定会議終了後速やかに、3 年は卒業前に成績証明書と添付書類「客観的な指標に基づく成績の分布状況」を配布する。未成年に関しては保証人に送付する。 ・ 学習成果の評価、単位認定については、学生に「教育課程」「学生便覧」を刊行物として配布しガイダンスで説明する。 	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学修成果の評価は、学則第 13 条に基づく単位認定の規定に定めてある。 <p>1) 授業科目の成績評価はA・B・C・Dで表記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 100 点～85 点 B 84 点～70 点 C 69 点～60 点 D 60 点未満 <p>2) 規定により、上記A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。</p> <p>3) 再試験・再実習と追試験・追実習の取り扱いは以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の不合格者に対しては、再試験願いにより承認を得たものに、1 回に限り再試験を認める。 ・ 再試験・再実習の合格基準は上記 2) に準ずる。ただし、取得点が 61 点以上であっても、合格最低点 (60 点) をもって試験成績とする。 ・ 試験の未受験者に対しては、追試験願いにより承認を得たものに、追試験を認める。 ・ 追試験の合格基準については、本試験合格基準Cの 125% (60 点×125=75 点) 以上とする。 ・ 追実習の成績については素点とする。 ・ 客観的な指標の算出方法については、当該学年で履修すべき全教科の成績結果 (100 点満点) を合計し、平均点を算出する。 ・ 学生への説明は「学生便覧」を配布し、ガイダンスで説明する。 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.ageons.jp/guide/lassessment.html 冊子「学生便覧」・冊子は閲覧可 (事務室、学習室、図書室)</p>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念、教育目的、教育目標 6 項目を掲げている。これに基づき、学生が身に付けるべき資質・能力の目標となる、卒業時に期待される人間像と定め、卒業認定の基本方針とする。 <p>「卒業時に期待される人間像」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人間を身体的、精神的、社会的に統合された存在、生活者としてとらえることができる。 2 対象の尊厳を守る、豊かな人間性が身についている。 3 対象と信頼関係を築き、対象の意思を尊重し、倫理的な行動がとれる。 4 健康状態やその変化に応じ、安全・安楽・自立をふまえた看護実践ができる。 5 健康課題に対して科学的根拠に基づいた判断ができる。 6 保健・医療・福祉の動向と課題がわかり、自己の考えを発信しできる。 7 看護について考え語り、学ぶことに興味・関心を持ち続けることができる。 <p>上記のような力を身に付けた者を、卒業認定の基本方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定について」 <p>学則第 26 条（卒業）に基づき、卒業認定会議の場で全学科目の単位認定を厳格かつ適正に評価を行い認定。</p> <p>学生への周知は「学生便覧」を配布。ガイダンスにおいて説明する。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.ageons.jp/guide/graduationrecognition.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html
財産目録	https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html
事業報告書	https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html
監事による監査報告（書）	https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	全日制	3060 単位時間	2025 単位時間	単位時間	1035 単位時間	単位時間	単位時間
			3060 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		133人	0人	11人	64人	75人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）
<ul style="list-style-type: none"> ・5～7月 次年度の授業計画について 校長、副校長、事務長、教務主任が学校運営会議で前年度の結果を踏まえて検討する。 ・12月～翌年1月 領域担当教員が各領域の授業計画を検討する。 ・2～3月 全教員が次年度の授業計画を見直して編成を行う。 ・2～3月 授業計画の方針に沿って各科目担当者が授業計画案の作成を行う。 ・4月初旬 入学時に「教育課程」（シラバス）を学生に配布。ガイダンスで周知。ホームページに公表。

成績評価の基準・方法			
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の学修成果の評価は、教育課程に記載している評価方法、筆記試験・課題レポート・成果物・発表内容・研究計画書などで行う。 ・学修成果の評価は学則第13条(単位の認定) <ul style="list-style-type: none"> 諸規定の2に「単位認定に関する規定」として定める。 ・「単位認定に関する規定」第6条(受験資格) <ul style="list-style-type: none"> 出席時間が、当該科目の3分の2以上であること。 ・「単位認定に関する規定」第7条(合格基準) <ul style="list-style-type: none"> 試験成績は100点で評価 <ul style="list-style-type: none"> A(85点以上) B(70点以上85点未満) C(60点以上70点未満) D(60点未満)の4段階としてA、B、Cを合格とする。 ・試験の未受験者について <ul style="list-style-type: none"> 追試験を、試験の不合格者に対しては1回に限り再試験を認める。 			
卒業・進級の認定基準			
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学生が身に付けるべき資質・能力の目標となる、卒業時に期待される人間像と定め、卒業認定の基本方針とする。</p> <p>「卒業時に期待される人間像」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人間を身体的、精神的、社会的に統合された存在、生活者としてとらえることができる。 2 対象の尊厳を守る、豊かな人間性が身についている。 3 対象と信頼関係を築き、対象の意思を尊重し、倫理的な行動がとれる。 4 健康状態やその変化に応じ、安全・安楽・自立をふまえた看護実践ができる。 5 健康課題に対して科学的根拠に基づいた判断ができる。 6 保健・医療・福祉の動向と課題がわかり、自己の考えを発信しできる。 7 看護について考え語り、学ぶことに興味・関心を持ち続けることができる。 			
学修支援等			
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年の担任制をとっており、担任が学習状況を把握している。 ・定期的な面接により学生が相談できる環境を整え、問題のある学生には随時かわりを持っている。 ・教員が少人数の学生を担当して学習指導、技術指導を行っている。 ・学生の健康管理として、感染予防・生活指導をおこない、精神面では週1回のスクールカウンセリングを設置している。 ・国家試験対策として、3年間通しての模擬試験を行っている。 ・教員が少人数を担当して技術指導を行っている。 ・成績不振者に対して学習方法や教材の提供などの学習指導を行っている。 			

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他

38人 (100%)	0人 (0%)	37人 (97.4%)	1人 (2.6%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) <ul style="list-style-type: none"> ・1年次、2年時の冬、就職活動の方法・情報の取り方・訪問や面接について就職ガイダンスを実施。 ・卒業後の姿をイメージできるように、卒業生を招いての就職説明会を開催。 ・インターシップ、就職説明会の情報を校内に掲示し、参加を促す。 ・図書室にコーナーを設け、病院の看護師募集要項、パンフレットを自由に閲覧できる環境づくり。 ・担任による定期的な面接を多く持つことによって、就職に対する希望を把握し適宜アドバイス等を行う。 			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験合格者 37人 (97.4%)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
127人	0人	0.0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ul style="list-style-type: none"> ・各学年とも担任・副担任制をとり、学習面だけでなく生活面においても定期的に面接などを行い、きめ細かく指導・助言が受けられる体制を敷いている。 ・学校生活、出欠席・遅刻等の情報、学習成績、実習時の様子等について教職員が支援できるよう情報を共有している。 ・スクールカウンセラーを配置。必要時に専門的な支援に繋がる環境を整えている。 ・学生が退学・休学等を申し出た場合は、保護者または保証人と連絡を取り、学習の支援、進路の相談に応じている。 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	480,000 円	420,000 円	※その他の金額は、実習費、施設設備費 (年間)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
<p>○ 評価委員会の構成</p> <p>1 次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成。</p> <p>(1) 養成教育に関わる臨地実習施設関係者 1人</p> <p>(2) 本校卒業生代表 1人</p> <p>(3) 教育に関し知見を有する者 2人</p> <p>(4) その他校長が必要と認める者 1人</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>○ 実施方法</p> <p>1 関係者委員会委員長は、校長が指名する。</p> <p>2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 関係者委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ、次年度の計画策定までの間に複数回開催しなければならない。</p> <p>○ 評価項目</p> <p>関係者評価委員会は、自己評価 (学校運営評価) ・学校運営会議の評価結果に対する意見、学校運営改善、教育活動等への提言・助言等を行う。</p> <p>評価は、下記の10項目について行う。</p> <p>I 教育理念・目的・目標</p> <p>II 学校運営</p> <p>III 教育活動</p> <p>IV 学修成果</p> <p>V 学生支援</p> <p>VI 教育環境</p> <p>VII 学生募集</p> <p>VIII 財務</p> <p>IX 法令順守</p>

X 社会貢献・地域貢献活動 ○ 評価結果の活用方法 2月 学校運営会議で結果について取りまとめ、校長が全体を総括 3月 校長は、評価結果を理事会（設置者）に報告。学校運営及び教育活動等に関し改善策等について指導・助言を受ける。 3月 校長は、評価結果並びに理事会報告結果を教職員に周知。教職員は評価結果を踏まえ、次年度の学校運営、教育活動等の改善に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市内実習施設医院 院長	2020. 2. 15～2021. 3. 31	臨地実習施設関係者
同窓会 役員	2020. 2. 15～2021. 3. 31	卒業生代表
市医師会事務職員	2020. 2. 15～2021. 3. 31	校長が必要と認める者
高等学校 講師	2020. 2. 15～2021. 3. 31	学校関係者
元市内中学校長・私立中高校副校長	2020. 2. 15～2021. 3. 31	学校関係者
学校関係者評価結果の公表方法 （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.ageons.jp/guide/disclosure.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.ageons.jp/ 刊行物「AGEKANN navi (学校案内)」→希望者に配布

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。